

兵高教組 2024年10月4日  
人労速報 No.3  
調査情報16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2024年度 第3回人事委員会交渉

## 団体署名85筆

# 「勤務時間の適正化は重要かつ喫緊の課題」 「未配置問題は深刻度が増す」

人事委員会、教職員の勤務実態をふまえ県教委に改善を強く報告

10月3日、高教組と兵庫教組は、署名追加分の提出。古川人事委員会局長は、教職員の勤務実態を的確に把握した上で、今後の対教育委員会との交渉で私たちの要求実現に有効となる勧告になると思える回答がありました。

### 古川人事委員会局長より、私たちからの要求への回答

1 再任用教職員の給与水準は課題  
「退職前と同一の職務で退職前と変わらない…課題」「他府県とも…全国人事委員会連合会に強く働きかけていく」

2 寒冷地手当  
「月額を引上げる勧告」

3 ハラスメント  
「職員の尊厳を傷つける…対策を徹底」

4 教職員の勤務時間の適正化  
「多岐にわたる業務を担っていることから長時間勤務が常態化」「勤務時間の適正化は…重要かつ喫緊の課題」

5 教職員未配置は深刻度を増す  
「先読み加配の制度の拡充など他の先進事例も踏まえつつ、不足解消に向けた人材確保策をいっそう強力に推進することが必要であることを報告」

6 少数職種の再任用も短時間勤務を  
「職種の特性の制約がある中でも、短時間勤務も含め、職員の意向にも配慮した勤務形態により任用や配置等を行う」

7 配偶者への扶養手当は削減勧告なし  
「本県の職員の支給状況は、国と異なる…本県の状況考慮して適切にと勧告」

8 通勤手当  
「新幹線・高速道路等の料金…支給限度額の範囲内で全額支給」  
「ガソリン価格…民間の支給状況に大きな動きはなく…改定は困難」

9 再任用の手当  
「地域手当の異動保障、住居手当及び寒冷地手当等を支給するよう勧告」

10 単身赴任手当  
「(採用時から)支給と勧告」



### ①高教組の独自要求への回答

#### ★常勤講師の2級適用

「正規教員と同じように、授業や部活、保護者対応を行っている事は認識」  
「本委員会としては職務の級の決定にあたっては、職務給の原則を踏まえる必要があると考えています。」

#### ★非常勤講師の単価引上げ

「時間講師の給料や任用について、他の会計年度任用職員とは、異なる状況により様々な点で課題があると、ご意見をいただきており、県教育委員会に伝えます。」

#### ★介助員の病休の有給化

「国との均衡を考慮すると改定は困難」

### ②交渉団からの再要求

#### ★常勤講師 2級適用

##### ・非常勤講師単価引上げ

○先進的な事例として静岡で2級適用が実施されていることを県教委に伝えて欲しい。

○これも先進的な事例として、広島では持ち時間に関係なく非常勤講師に一時金をだし、授業準備時間を計算などを県教委に伝えて欲しい。

#### ★介助員の病休の有給化復元・ 教員以外の精神による病休期間復元

○「私たちにはここへの要求に『強い思い』があることを伝えて欲しい」

○介助員が会計年度任用職員になる前の特別職（スト権あり）の時に労使合意で、病休を有給としている。スト権を奪つておいて無くすのは不当。

#### ★介助員の任用制限の撤廃と継続

○以前ご回答頂いているが、国のように任用制限の撤廃報告と、簡単に解雇できない旨を県教委に伝えて欲しい。

#### ★扶養手当と地域手当について

○労使交渉の結果、国と異なること、配偶者の扶養手当は削減されず、地域手当が 10・7・5 % となつても良いか。

局長回答

「労使協議した結果、国と異なる措置となる事はあり得る」

### 私たちを勇気づける勧告を

高教組 中村委員長

正規教員と臨時教員とが同一労働であるという認識を頂いていることは感謝しています。代替で途中から入る常勤の方の大変さは正規教員より厳しいかもしれない。是非、2級適用をお願いしたい。

皆さんの出される勧告や言及が、私たちを勇気づけている、そして代償機関としての役割を果たしていただけることをお願いしたい。

第4回交渉（人事委員長会見）は  
10月9日。勧告は3週目の予定